

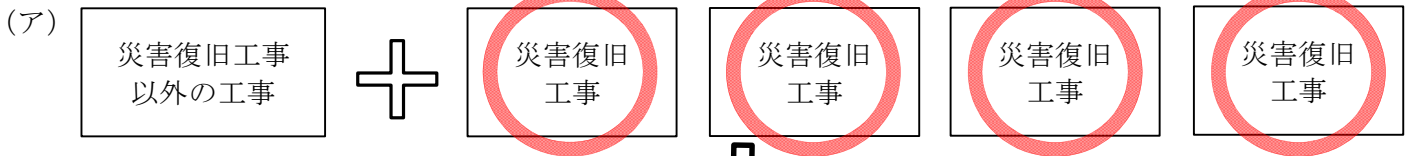
平成30年7月豪雨災害に伴う災害復旧工事の現場代理人の特例措置の例示

1 災害復旧工事については、5件まで兼務を認めます。

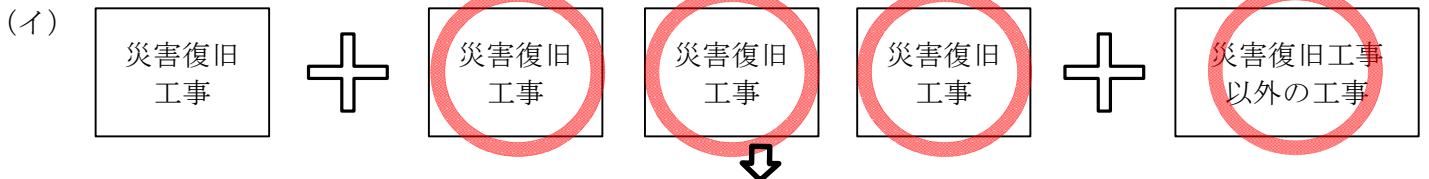


当初請負金額の合計が7,000万円未満であれば、5件まで兼務を認めます。
尚、随意契約工事は件数に含みません。

2 現在請負っている工事または、今後発注される災害復旧工事以外の工事の現場代理人であっても、災害復旧工事との兼務を4件まで認めます。
但し、専任の主任技術者が現場代理人を兼ねている場合は、他工事との兼務は認めません。



現在請負っている災害復旧工事以外の工事の現場代理人であっても、当初請負金額の合計が7,000万円未満であれば、4件まで兼務を認めます。
但し、専任の主任技術者が現場代理人を兼ねている場合は、兼務は認めません。

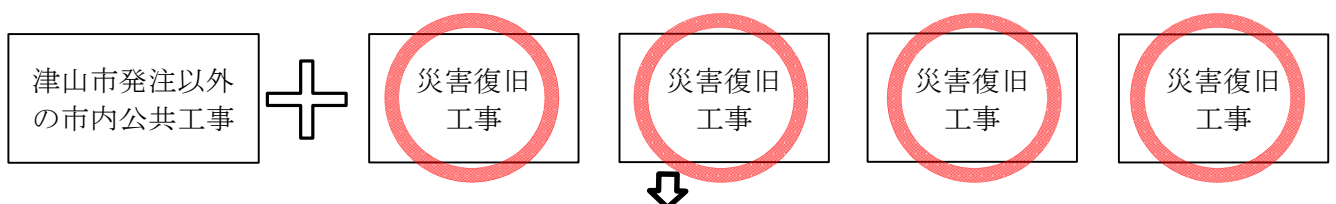


現在請負っている災害復旧工事の現場代理人であっても、今後発注される災害復旧工事以外の工事を含めて当初請負金額の合計が7,000万円未満であれば、4件まで兼務を認めます。
但し、専任の主任技術者が現場代理人を兼ねている場合は、兼務は認めません。
尚、随意契約工事は件数に含みません。



災害復旧工事以外の工事については、2件以上の兼務は認めません。
また、専任の主任技術者が現場代理人を兼ねている場合は、兼務は認めません。
尚、随意契約工事は件数に含みません。

3 津山市発注以外の市内公共工事について、当該発注機関での承諾が得られた場合は、災害復旧工事との兼務を認めます。



現在請負っている津山市発注以外の市内公共工事について、当該発注機関の承諾が得られ、かつ、当初請負金額の合計が7,000万円未満であれば、災害復旧工事4件まで兼務を認めます。
尚、随意契約工事は件数に含みません。